## 規則

都市 の低炭素化 の促進に関する法律施行細 削の 部を改正する規則をここに 公布

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第五十一号

都市  $\mathcal{O}$ の低炭素化 一部を次のように改正する 都市の低炭素化の促進に の促進に関する法律施行細則 関する法律施行 細 (平成二十四年埼玉県規則第七十二 則  $\mathcal{O}$ 部を改正する規 則

を「法」に改め、 第一条中第四号を第五号とし、 という。  $\mathcal{O}$ 請書を併せ の結果を記載した通 促進に関する法律 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下「法」  $\overline{\phantom{a}}$ 第五十四条第二項の規定により建築基準法第六条第一項の確認の申 て提出し、 同号を同条第三号とし、 知書の交付を受けている場合 (平成二十四年法律第八十四号。 同法第六条の三第四項の規定による構造計算適合性判定 第三号を第四号と 同条第 号の Ļ 当該通知書又はその写し 次に次の一号を加える。 同条第二号中 以下 法」 という。 都市  $\mathcal{O}$ 低炭

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

則